

第30回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和5年2月27日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 8 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 2 号 農地法第 5 2 条の規定による賃借料情報の提供について
- 日程第 10 議案第 3 号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について
- 日程第 11 議案第 4 号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について
- 日程第 12 議案第 5 号 令和 4 年度浜中町農業委員会補正予算の提出について
- 日程第 13 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について
- 日程第 14 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第30回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

寒かった2月も残りわずかとなり少しずつではございますが温かくなってきたように感じます。コロナウイルスも徐々に落ち着き、元の生活が戻りつつあります。あとは、経済が回復し酪農経済が安定することを願うばかりです。

農業委員としての任期も残り5か月となりました。春に向けて農地転用や農地調査の時期が近づいてきております。また、タブレットを使用するにあたり勉強会も計画しておりますので対応をお願いいたします。

本日は、報告2件、議案は6件提案させていただいております。

慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番篠原委員、5番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

1月29日から31日「令和4年度交換分合事業実務研修会」が札幌市で開催され、村田係長が出席しております。

1月31日「令和4年度市町村農業委員会活動強化研修会」が茶内支所でオンライン開催され、白川会長、嵯峨職務代理、押切委員、篠原委員、山下委員、阿部委員が参加しております。

一般社団法人全国農業会議所の稲垣事務局長より「農業委員会組織を巡る情勢」についてご講演をいただき、続いて帯広市農業委員会と標茶町農業委員会より「農業者結婚推進協議会の取り組み」と「産業まつりでの情報提供活動の取り組み」について報告をいただいたところでございます。

2月1日「新たな農地施策全道研修会」が芽室町で開催され、村田係長が出席しております。この研修会は、北海道、北海道農業会議、北海道農業公社が主催し、

本年4月からの農地法や農業経営基盤強化促進法等の改正内容について、農業委員会、市町村、農業協同組合等の職員を対象に、現場担当者の理解を深め、制度の円滑な移行を目的に開催されたところでございます。

2月2日「令和4年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会」が釧路町で開催され、白川会長ほか委員7名と事務局2名が参加しております。北海道農業会議の幡野次長より「農業者年金制度の現状と改正内容」、さらには「農業者年金制度の充実にする要望内容」などの説明を受けたところでございます。

2月10日「令和4年度第1回釧路地方農業委員会事務局協議会研修会」を釧路市開催いたしました。今年度浜中町はこの会の会長を務め、主催者の立場でございますが、私は個人的な都合により出席することができず大変恐縮でしたが、研修会の運営は村田係長と長島主事にお任せした次第でございます。

研修会では、北海道農業会議の三本事務局次長を講師にお招きし、本年4月からの法律改正の内容と目標地図の作成を中心に説明をいただきました。

2月22日「第7回農政部会」を開催し、白川会長、嵯峨職務代理、新井委員、押切委員、橋場委員、宮崎委員、阿部委員、事務局3名が出席しております。本総会で提案しております「令和4年度浜中町農業委員会補正予算」と「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正」について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものですが、今回の届出により取得した農地は、茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²でございます。

詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページ、に記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、同条第4項では、「前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴くこと」とされております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の整備に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇-〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、ご報告申し上げますのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから報告第2号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定1件、使用貸借による権利の設定4件、の許可申請でございますが、整理番号1と2は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇氏からの権利の設定で、整理番号1の対象地は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、整理番号2の対象地は、西円朱別西〇〇線〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、西円朱別西〇〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、整理番号4は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は、姉別緑栄〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、整理番号5は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 所有地、対象地は、茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇㎡で、この土地を、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定をするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添え

いたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1から3について、3番橋場委員、お願いします。

橋 場 委 員 整理番号1から3については、〇〇氏の離農により、経営規模拡大のため賃貸借、
使用貸借することに問題ございません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、7番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員 整理番号4については、親子間の契約の再更新となりますので許可することに問
題ございません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号5について、1番嵯峨委員、お願いします。

嵯 峨 委 員 整理番号5については、以前より親子間で土地の有効活用をしているため許可す
ることに問題ございません。

議 長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第2号 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第52条では、「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を適切に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」とされております。

本委員会では、令和4年1月から12月までに、農地法第3条及び農用地利用集積計画書により、農地の賃貸借契約がされた賃借料のデータを収集し、最高額、最低額、平均額を算出し、これを町広報誌及び町ホームページにて公表しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容をご説明申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 贈与税納税猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 贈与税納税猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

租税特別措置法第70条の4第1項では、「農業を営む個人が、その農業に供している農地及び採草放牧地を、推定相続人の内の一人の者に贈与した場合には、相続

税法第28条第1項の規定による申告書の提出により、納付すべき贈与税については当該贈与者の死亡の日まで、その納税を猶予する。」と規定されております。

また、同条第27項では、「納税猶予の適用を受ける受贈者は、贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して3年を経過するごとに、引き続き納税猶予の適用を受けたい旨及び適用を受ける農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。」と規定されており、届出書の提出にあたっては、農業委員会の証明が必要とされております。

今年度の対象者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、〇名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。〇〇〇〇〇〇が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇入室)

日程第11 議案第4号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長

議案第4号 不動産取得税徴収猶予の継続に係る証明について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

地方税法附則第12条第1項では、「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者に対して課する不動産取得税については、その規定の例によって徴収を猶予するものとする。」と規定されております。

また、同条第2項では、「所定の手続きについては、租税特別措置法の規定を準用する。」とされており、先ほどの贈与税納税猶予の継続と同様に農業委員会の証明を行った上、北海道知事に届出書を提出することとなっております。

今年度の対象者は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、ほか〇名で、前回証明を行った日より、引き続き農業経営を行っている旨を証明しようとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。本案については、〇〇〇〇〇〇が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1について審議を行い、その後、整理番号2と3の審議を行います。

〇〇〇〇につきましては、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、整理番号1の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

整理番号1について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇入室)

次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。
1 番嗟峨委員。

嗟 峨 委 員

贈与税は納税猶予、不動産取得税は徴収猶予となっている。
納税猶予と徴収猶予の文言の違いは何なのか。

議 長

贈与税は税務署、不動産取得税は北海道に申請することになっている。
法的な話となるため、それぞれの機関から指定された文言であるにご理解いただきたい。
ほかに質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 令和4年度浜中町農業委員会補正予算の提出について
を議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 令和4年度浜中町農業委員会補正予算の提出について、提案の理由
及びその内容をご説明申し上げます。

この度の補正は、年度末にあたり歳入の交付金確定による補正や、歳出の決算見
込みに基づき補正をしようとするものでございますが、

歳入では、16 款道支出金の農業委員会交付金については、交付金額の割当内示に
より〇〇万〇千円の増、農業委員会補助は、交付金額の割当内示により〇〇万円の

減、21 款諸収入の農業者年金業務委託手数料〇〇万〇千円の増につきましては、交付金額の確定によるもので、歳入の補正につきましては、あわせて〇〇万〇千円の増額となります。

一方、歳出では、農業委員会委員に要する経費の費用弁償〇〇万円の減、農業委員会事務局に要する経費の普通旅費〇〇万円の減、農業者年金事務に要する経費の普通旅費〇万〇千円の減については実績によるもので、歳出の補正は、あわせて〇万〇千円の減額となります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第 5 号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第 5 号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 6 号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第 6 号 浜中町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として位置付けられました。

この指針は、3 年後の当該地域の農地利用の将来ビジョンの検証・見直しを行うもので、具体的には担い手への農地集積面積・遊休農地の解消面積・新規参入者の確保に係る数値目標とその目標の達成に向けた具体的な推進の方法を定めるものでございます。

本農業委員会においては、平成 29 年 12 月 22 日開催の総会において、ご審議いただき、指針を策定しておりましたが、令和 5 年 4 月 1 日施行の農業経営基盤強

化促進法等の一部改正により、地域計画の策定、目標地図素案の作成に取り組む必要があることから、指針の改正を行うものであります。

なお、指針の見直し後は、公表が義務付けされていることから、町ホームページへの掲載を予定しております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。
10番妹尾委員。

妹尾委員 管内の農地面積を超えた集積面積が設定されているのは何故なのか。

事務局長 管内の農地面積の数値は農林業センサスの数値を用いているが、集積面積については農林課で集計した実際の数値を使用しているため、管内の農地面積よりも多い数値となっております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、3月29日、水曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、3月29日、水曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、3月29日、水曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第30回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

4番 篠原弘

浜中町農業委員会

5番 百々栄二